

市民生活部長 ①市民の生活スタイルは多様化しており、すべての方の希望に沿うことは困難である。最大公約数的な市民の意見に

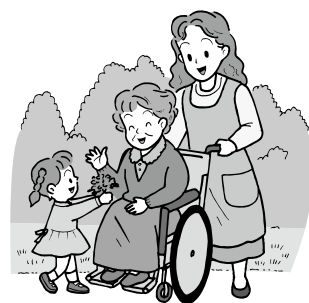
応えることが、ひいては市民満足度の向上につながる。考え、無料配布する袋は30リットルに一本化する案を妥当とした。また、審議委員も同様の考えを示された。②審議会の意見でも、分別収集を徹底すれば5枚で足りるという考えが大半だった。広報誌はもちろん、全戸にチラシを配り、周知を図りたい。

仁科文秀議員

地域で暮らしやす高齢者の支援について

議員 高齢者を支える中で、小地域ケア会議の意義・役割と、今後の展開についてたずねる。

市長 小地域ケア会議において、地域住民がその地域の特性を生かしてよりよい



生活を送るためにはどうすればよいかということを考え、住民だれもがいつまでも元気に住みなれた地域で生き生きと暮らすことができる地域をつくるのが必要と考えている。

小地域ケア会議は、地域包括支援センターで実施している。昨年11月に大島東地区と西大島地区で、本年8月には高島地区で発足した。今年度中に島しょ部全域で発足させる予定である。陸地部は、来年度から順次発足させる予定である。

空き家管理対策について

議員 高齢化や過疎化の進

展などを背景に、全国的に空き家が増えている。中には、倒壊の危険や近隣への被害が心配されるケースもある。本来、その持ち主や家族、親族が管理上の責任を負う必要があると思うが、その責任を放棄している例も見受けられる。行政として実態を把握し、地域住民に迷惑をかける所有者などに対して責務を課すような条例を制定できないか。

市長 笠岡市安全・安心まちづくり協働推進条例の中で「空き家を所有または管理する者に対し、出入り口の施錠、柵の設置等、犯罪や交通事故を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と責務を明記している。

市としては、防犯上支障があることを認められ、また、地域での自主的な対応が困難であると認められるときは、関係行政機関で協議の上、所有者または管理者に対して、必要な改善を行うよう指導を行っている。

現在、倒壊のおそれのある空き家などは、近隣の市民や自治会、町内会からの申し出によって、現地確認を行うことにより、実態の把握に努めている。今後は、地域との協働によって危険家屋の所在の把握に努めるとともに、所有者に粘り強く指導を行っていきたい。

蔵本隆文議員

笠岡シーサイドモールにあつた「協働のまちづくり課」の検証について

議員 笠岡シーサイドモールの内に平成15年4月より市民プラザとして設置され、協働のまちづくり課として業務を行ってきたが、平成22年3月末で保健所跡に移動した。ここで業務を行った効果はどうであったのか。

市長 協働のまちづくりの中核となる各種団体を支援、サポートするための行政側の事務局として活用した。



旧市民プラザ

そして、交通・生活等の相談業務、行政総合案内業務など、プラザ機能の拡充を図ってきた。市民サービスの向上に一定の成果を上げてきたと考えている。

議員 相談しやすい環境という面で効果はあったのか。副市長 相談業務を行えるような場所が少なかった。今回移転した所は、相談業務についても対応できるのではないかと考えている。

放課後児童クラブについて

議員 放課後児童クラブへの補助金は国・県の補助金に頼っている。市の独自助